第三条を次のように改める。

第三条　法第二条第三項第三号の厚生労働省令で定める状態は、次のいずれかに該当するものとする。

一　最近三年間又は最近一年間における地域求人倍率の月平均値が、それぞれ当該期間における全国求人倍率の月平均値（当該月平均値が一を超える場合にあっては一とし、〇・六七未満である場合にあっては〇・六七とする。）以下であること。

二　次のいずれにも該当すること。

イ　最近三年間又は最近一年間における地域求人倍率の月平均値が一未満であること。

ロ　最近五年間におけるその地域の人口減少率（⑵に掲げる人口（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記録されている住民の数をいう。以下ロにおいて同じ。）から⑴に掲げる人口を控除して得た人口を⑵に掲げる人口で除して得た数値。以下ロにおいて同じ。）が最近五年間における全国の人口減少率以上であること。

⑴　現年度の初日の属する年の一月一日の人口

⑵　現年度の初日の属する年の五年前の年の一月一日（当該年が平成二十五年以前であるときは、当該年の三月三十一日）の人口

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第八十八号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項及び第二項、第六十三条第一項及び第二項並びに第八十二条並びに建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第九条の規定に基づき、雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第一条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第百二条の五第六項各号列記以外の部分中「第一号」の下に「又は第二号」を加え、「第二号」を「第三号」に改め、同項第二号を削り、同項第一号ハ中「（昭和四十四年法律第六十四号）」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　計画対象被保険者又は支援書対象被保険者であつた者の離職の日の翌日から起算して三箇月を経過する日までの間に当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者であつた者を雇い入れる事業主であること。

ロ　資本金、資金、人事、取引等の状況からみてイの雇入れに係る者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

ハ　イの雇入れの日の前日から起算して六箇月前の日から一年を経過した日までの間（ニにおいて「基準期間」という。）において、当該雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

ニ　イの雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

ホ　イの雇入れに係る事業所の労働者の離職状況及び当該雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

第百二条の五第六項に次の一号を加える。

三　次のイ及びロに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　第一号に該当する事業主　第一号イの雇入れに係る者一人につき三十万円（一の事業所につき、一の年度における当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者であつた者の数が五百人を超える場合は、当該事業所につき五百人までの支給に限る。）

ロ　第二号に該当する事業主　次の⑴から⑶までに定める額の合計額

⑴　受入れ人材育成型訓練（当該事業主が自ら運営する座学等（実習（事業主が行う業務の遂行の過程内における実務を通じた実践的な技能及びこれに関する知識の習得に係る訓練をいう。⑶において同じ。）以外の訓練をいう。以下このロにおいて同じ。）に限る。）の運営に要した経費並びに訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額（その額が、前号イ⑴又は⑵の雇入れに係る者一人につき、三十万円を超えるときは、三十万円）

⑵　前号イ⑴又は⑵の雇入れに係る者一人につき、受入れ人材育成型訓練（座学等に限る。）を受ける期間中に支払つた賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数（当該雇入れに係る者一人につき、千二百時間を限度とする。）に八百円を乗じて得た額

⑶　前号イ⑴又は⑵の雇入れに係る者一人につき、一の受入れ人材育成型訓練（実習に限る。）の実施時間数（当該雇入れに係る者一人につき、六百八十時間を限度とする。）に七百円を乗じて得た額

第百二条の五第七項中「おいて、」の下に「前項第二号に該当する事業主の」を、「の額」の下に「（同項第三号ロに定める額に限る。）」を加え、「前項」を「同項（第二号及び第三号ロに係る部分に限る。）」に改め、同条第八項中「第六項第一号イ⑵」を「第六項第二号イ⑵」に、「第六項第二号イから」を「第六項第三号イから」に、「同項第二号」を「同項第三号」に改める。

第百四条第二号中「二十万円」の下に「（労働力の需給の状況を勘案して特に労働力の確保を図る必要があると認められる分野に係る事業を営む事業主にあつては、三十万円）」を加え、同号イ中「（七十歳以上」の下に「（労働力の需給の状況を勘案して特に労働力の確保を図る必要があると認められる分野に係る事業を営む事業主にあつては、六十七歳以上。以下このイにおいて同じ。）」を加える。

第百十条第三項中「第百十八条の三第五項」を「第百十八条の三第八項」に改める。

第百十条の三第一項第一号イ中「第百十八条の三第六項」を「第百十八条の三第九項」に改め、同条第二項中「四万円」の下に「（安定的な就職を促進する必要がある者として厚生労働大臣が定めるものを雇い入れた場合にあつては、当該労働者一人につき月額五万円）」を加える。

第百十五条第二号中「中小企業事業主」を「事業主」に改め、同条第三号中「中小企業事業主」を「事業主」に、「中小企業労働環境向上事業及び」を「中小企業労働環境向上事業についての助成並びに」に、「雇用管理制度の整備についての」を「雇用管理制度の整備及び同条第三項に規定する要件の達成についての」に改め、同条第十六号中「第三項」を「第四項」に改め、同条第十八号中「障害者雇用促進助成金」を「障害者雇用促進等助成金」に改め、同条第十九号を同条第二十号とし、同条第十八号の次に次の一号を加える。

十九　専門実践教育訓練を受けている者の当該専門実践教育訓練の受講を容易にするための資金の貸付けに係る保証を行う一般社団法人又は一般財団法人に対して、当該保証に要する経費の一部補助を行うこと。

第百十六条第一項中「、子育て期短時間勤務支援助成金」を削り、同条第二項を削り、同条第三項第一号イ中「保育施設（以下」の下に「この項において」を、「一般事業主行動計画」の下に「（次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画をいう。次項において同じ。）」を加え、同項第二号中「イ及びロまで」を「イ及びロ」に改め、同号イ⑴中「六分の一（中小企業事業主」を「六分の一（中小企業事業主又は中小企業事業主のみにより構成される事業主団体（以下この項において「中小企業事業主等」という。）」に、「七百五十万円（中小企業事業主」を「七百五十万円（中小企業事業主等」に改め、同号イ⑵中「中小企業事業主」を「中小企業事業主等」に、「三分の一」を「四分の一」に改め、同項第二号ロを次のように改める。